

吹付けアスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針

(目的)

第1 この指針は、建築物に使用されている吹付けアスベスト等に関して、東京都が指導を行う際の必要な事項を定めることにより、吹付け材からのアスベスト繊維の飛散を防止し、建築物内の良好な室内環境の保持を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この指針における用語の意味は、次に定めるところによる。

(1) 吹付けアスベスト等

天井や壁などに吹き付けられたアスベストもしくはロックウール、パーミキュライト及びパーライト等のうち、重量の0.1%を超えてアスベストを含有するもの

(2) 除去

吹付けアスベスト等を壁等からはく離し撤去すること。

(3) 封じ込め

表面固化処理又は内部浸透処理により、アスベスト層の表面等を固定すること。

(4) 囲い込み

吹付けアスベスト等をシートや板材等で囲うこと。

(5) 点検・記録による管理

(2)から(4)に掲げる措置を行わない吹付けアスベスト等に対して、定期的に点検し、結果を記録すること。

(6) 措置

吹付けアスベスト等に対して、(2)から(4)に掲げる措置を行うこと。

(7) 特定建築物

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条で規定する特定建築物(特別区の区域内にある延べ面積が10,000平方メートル以下のものを除く。)

(基本方針)

第3 東京都は、第1の目的を達成するため、特定建築物の所有者・管理者等に対し、吹付けアスベスト等に係る指導・啓発を行い、市町村の区域においては、特定建築物以外の建築物に対しても、必要に応じて同様の指導・啓発を行うものとする。

(指導事項)

第4 建築物の所有者・管理者等に対して指導する場合の指導事項は、次のとおりとする。

(1) 調査

建築物の所有者・管理者等は、建築物内の吹付け材の有無について調査を行い、吹付け材が存在する場合は、アスベストの含有調査を行う。

(2) 判定

(1)の調査の結果、アスベストの含有が確認された場合は、吹付け材の表面の状態及び施工場所の使用状況を調査し、別表1「吹付け材に対する措置等の判定表」に従いその後の対応方法を判定する。

(3) 措置

ア 措置を行うに当たっては、別表2「吹付けアスベスト等の処理選択のフローチャート」を参考に工法を決定し、措置を行う。

イ 除去を選択した場合は、除去工事終了後、アスベスト繊維数濃度を測定・記録し、飛散のないことを確認する。また、除去後、耐火、防音等の機能を補う必要がある場合は、消防法等の関係法令に留意して対策を講じる。

ウ 除去以外の措置を講じた場合には、その施工記録等の情報を設計図書等と合わせて保存する。

エ 工事を委託する場合は、適正な方法で施工されているかどうかを確認する。

(4) 維持管理

判定の結果、点検・記録による管理を選択した場合、及び封じ込め・囲い込みによる措置を講じた場合の維持管理は、次に定めるところによる。

ア 点検・記録による管理を選択した場合

(ア) 利用頻度の高い場所については、おおむね月1回、それ以外の場所については、6箇月に1回、吹付け材の表面の状態及び施工場所の使用状況等を定期的に点検し、記録する。

(イ) 点検により軽微な損傷を発見した場合は、速やかに補修を行う。

(ウ) 点検により飛散のおそれがあることを確認した場合は、(2)により再度判定を行い適切な措置を講ずる。

イ 封じ込め又は囲い込みを選択した場合

(ア) 施工後おおむね年1回、施工場所を点検し、記録する。

(イ) 点検の結果、破損箇所を確認した場合は、速やかに補修等を行う。

(5) 周知

建築物の所有者・管理者等は、その建築物の改修工事を行う者等に対して次の事項を周知する。

ア 建築物内に吹付けアスベスト等が存在すること。

イ 室内装飾を変更する場合には、飛散防止のための必要な注意をはらうこと。

ウ その他飛散防止のために必要な注意事項

(6) 関係法令等の遵守

建築物の所有者・管理者等は、吹付けアスベスト等の使用されている建築物の維持管理に当たっては、この指針に定めるほか、関係法令等を遵守し、適正な維持管理に努めること。

附 則

この指針は、平成元年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成17年9月27日から施行する。

附 則

この指針は、平成19年6月19日から施行する。

備 考

- 1 別表2「吹付けアスベスト等の処理選択のフローチャート」に基づく工法選定の際、封じ込め又は囲い込み、並びに点検・記録による管理のいずれに該当する場合についても、「除去」を選択することができる。
- 2 天井内に施工された吹付けアスベスト等など、通常は露出していない状態であっても、点検の結果、居室内に飛散するおそれがある場合は、措置を講じること。

吹付け材に対する措置等の判定表

アスベスト等の状態 部屋等の使用頻度	飛散のおそれ大きい	飛散のおそれが小さい	安定
使用頻度が高い	A	B	C
使用頻度が低い	B	C	D

A：直ちに、除去等の措置を行う。

B：早い時期に、除去等の措置を行う。

C：損傷部について直ちに補修を行い、点検・記録後、必要に応じ除去等の措置を行う。

D：点検・記録による管理をする。

〔用語の説明〕

1 「飛散のおそれ大きい」とは、

- (1) 吹付け表面全体に毛羽立ちがある場合
- (2) 繊維のくずれがある場合
- (3) 繊維の垂れ下がりがある場合
- (4) 吹付け面全体に損傷・欠損がある場合
- (5) 床面に破片が頻繁に見られる場合
- (6) 吹付け材が下地と遊離している場合

をいう。

2 「飛散のおそれが小さい」とは、

- (1) 損傷・欠損は局部的で損傷部等の周辺の吹付け材は下地にしっかり固着している場合
- (2) 損傷部があってもその環境条件では損傷部の拡大が見られない場合

をいう。

3 「安定」とは、

- (1) 吹付け面にひっかき傷やかすり傷等の物理的損傷がない場合
- (2) 下地の腐食、ひび割れ等の影響による損傷がない場合

(3) 結合剤の劣化による繊維の垂れ下がりやくずれがない場合

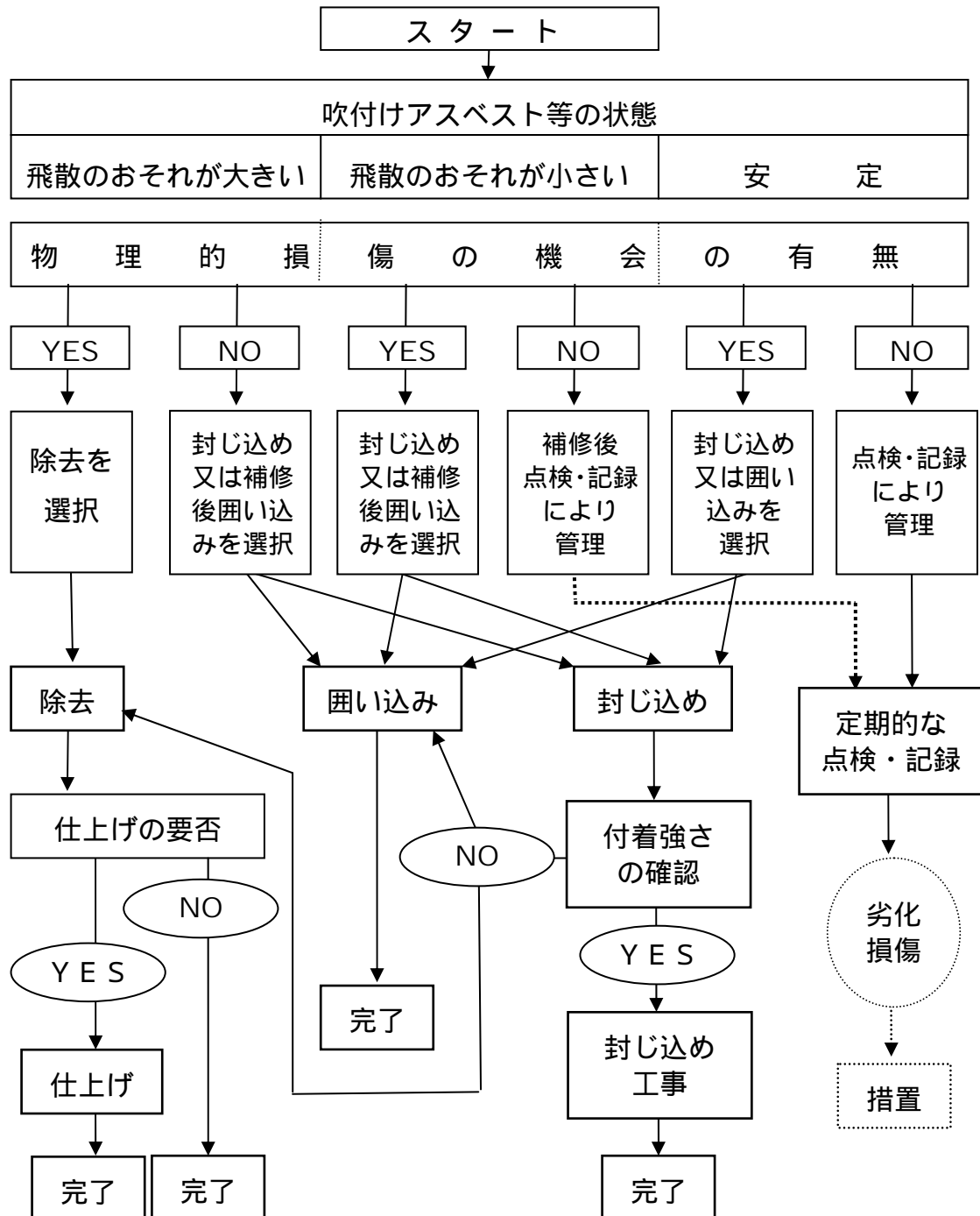
(4) 下地と吹付け層との間が遊離し、浮いた状態でない場合

をいう。

4 「使用頻度が高い」とは、事務室、教室、店舗、図書室、会議室、廊下、湯沸場等人の出入りが多く常時使用する場所をいう。

5 「使用頻度が低い」とは、倉庫、機械室、電気室、変電室、非常階段等の、人の出入りがほとんどない場所をいう。ただし、その場所に常駐者がいる場合は、4に含まれるものとする。

吹付けアスベスト等の処理選択のフローチャート



* 補修には局所的な損傷・欠損部を封じ込めることが含まれる。

物理的損傷の機会の例

- ・ 身体に接触の恐れあり
- ・ 故意に突ついたり、又ボール等が当たる恐れあり
- ・ 振動等が発生する箇所にある
- ・ 高湿度、結露発生又は水滴がかかる恐れあり